

久留米市福祉有償運送運営協議会
令和5年度 第2回 会議事録（要旨）

開催要領

- 1 開催日時：令和5年8月9日（水曜日） 10時00分開会 10時30分閉会
- 2 会場：市本庁舎3階 301会議室
- 3 出席者：委員9名
辻委員（代理：赤松）・濱崎委員・坂井委員・奥村委員・飛永委員・篠倉委員・森委員・宮原会長・青井委員
事務局
長寿支援課4名（古賀課長・鹿毛補佐・段野主査・萩原）
障害者福祉課：下津浦補佐
- 4 欠席者：委員3名
豊福委員・永松委員・吉田委員
- 5 傍聴者：なし

議事次第

1. 開会
2. 説明
(1) 令和5年第1回会議での決定事項について
(2) 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）について
3. 協議
(1) 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針について
4. その他
(1) 様々な移動手段の広報等について
5. 閉会

配付資料

- | | |
|---------|----------------------------|
| 資料 1 | 令和5年第1回協議会での決定事項等について |
| 資料 2 | 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）について |
| 資料 3 | 様々な移動手段の広報等について |
| (参考資料1) | 令和5年度第1回久留米市福祉有償運送運営協議会議事録 |
| (参考資料2) | 久留米市福祉有償運送運営協議会委員名簿 |
| (参考資料3) | 久留米市福祉有償運送運営協議会設置要綱 |

議事録

1. 開会
事務局より委員総数12名のうち出席9名で、「久留米市福祉有償運送運営協議会設置要綱」第6条にもとづき、会議が成立する旨の報告。
会議の公開について 会議内容を公開する旨の報告
会議の傍聴について 傍聴希望者なしの報告

2. 説明

(1) 令和5年第1回会議での決定事項について、資料1を事務局より説明

○質疑応答

無し

3. 協議

(1) 久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針について

・久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針(案)について、資料2を事務局より説明

○協議

会 長：ポイントとなるのは、「今後、久留米市の福祉有償運送の必要性を、どのタイミングで確認していくか」という点になると思う。

事務局からの提案は、福祉有償運送を市内で実施を希望する団体からの申し出があるタイミング又は、久留米市の福祉有償運送をとりまく環境に変化があった際に、本協議会を開催し、福祉有償運送が本市において必要かの状況を協議していただくというものである。この指針について意見を伺いたい。

委 員：指針に「久留米市の福祉有償運送をとりまく環境の変化に応じ」とあるが、具体的にどのようなケースがあるか。

事 務 局：毎年需要量調査を行うことは、事業者にとって負担になると考えている。タクシー協会様への聞き取り調査を都度させていただき、その結果、需要が大きく伸びているようであれば、今回と同様に需要量調査を行い、判断をしたいと考えている。

会 長：今後、市において福祉輸送限定事業者についても広報周知について検討をしていくとのことですので、利用者の声や現状についても把握していきたい。

副 会 長：福祉有償運送そのものが、どのようなものかということが周知されていないと考える。過去に福岡で障害を持っている方たちの団体が、利用者の外出支援という形で福祉有償運送を立ち上げたことがあった。新規で福祉有償運送を実施する団体の申し出も環境やニーズの変化の一部かもしれない。福祉有償運送を立ち上げる団体も今後多様になっていくと考えるので、福祉有償運送そのものについて周知していくことも必要であると思う。また、以前の協議会において、福祉輸送限定事業者間の連携が必要という話があったが、この点についても同時に進めていく必要があると考える。

事 務 局：福祉輸送限定事業者を利用してもらいたいという思いはあるものの、福祉有償運送という第三の手段もあるということを周知・協議できるような形も検討していきたい。福祉輸送事業限定事業者間の連携については、市内の福祉輸送限定事業者の現状として、全体で集まって連携しているというような段階には至っていないと思われるが、利用者調整を事業者間で連携を行っているところもあるようだ。健康福祉部局のみで全体をまとめることは難しいと思われるため、関連部局との協議を検討する。

会 長：市内では介護・障害者支援の事業者があり、協議会がすでにあるので、意見を伺う等をお願いしたい。

副 会 長：連携について、集まって話すことは難しいと考えるので、情報共有が出来るような形づくりが必要であると思う。事業者同士が情報を共有し合い、全体的に稼働率が上がれば良いと思うので、情報共有が出来る手伝いを行政にはお願いしたい。

委員：タクシードライバーに介護が必要な方や障害がある方への接し方について講習を受けさせる機会が無ければ、輸送を必要とする方がいても、乗せることができないという事象が起こりうる。講習を受ける人を今後増やせば、今後も事業を維持することが出来ると考える。講習を受講済みの人員の確保や、状況の把握を行って頂きたい。

副会長：実際に対応出来る人を増やすための講習ということか。

委員：その通りである。講習を受けた人を増やさない限り、折角利用者を乗せることが出来る車があるのに、乗せることができず、稼働率が上がらないということもあり得ると思う。

委員：福祉車両に乗務できる人員を育成することについて、事業者も認可を受けて営業を行っているので、人員の確保はされていると思う。しかしながら、その人員の確保が十分か否かについて、タクシー協会としては状況の把握が出来ていない。タクシー協会の中で人員の確保やドライバーをどのようにして育成していくか協議していきたい。

会長：事業を継続させていくために、人員の確保、並びに介護が必要な方・障害をお持ちの方に対する配慮やサービスの技術について継続的に意見交換しながら取り組みを進めていかなければならない。

運営指針の修正案を事務局から提示されているが、この指針で整理するということが良いか。

全委員：同意。

4. その他

(1) 様々な移動手段の広報等について

様々な移動手段の広報等について、資料2を事務局より説明

○質疑

委員：民間施設や福祉施設に対し、市から資料の配布を行うのか。

事務局：既にある媒体に掲載する形で検討をしている。既存の資料は施設にも配布しているものなので、必然的に資料が渡ることになる。

委員：新しい資料が出来たら、その資料も渡るということか。

事務局：その通りである。

会長：その他、事務局から何かあるか。

事務局：先般、今回久留米市で福祉有償運送を実施したいと申し出があった事業者には、協議会において「本市においては福祉有償運送を導入する段階に至っていないとの結論が出た」旨をお伝えしております事を、報告させていただく。

会長：全体を通して委員より何かあるか。

副会長：広報について、施設に配布したり、窓口に設置したりしてもらっているが、それ以外にもケアマネ等にも配布し、周知していくことが必要であると思う。

会長：事業者協議会等を通じて広報を行っているので、今後も丁寧に行っていきたい。

副会長：了。

会長：これまで、本市においての福祉有償運送実施について事業者から要望があり、福祉有償運送協議会を行ってきた。結論として、現段階においては福祉有償運送を導入する段階に至っておらず、福祉輸送限定事業者の稼働率を上げるため、周知をしていくということになった。本協議会はこれにて当面の間終了とする。

5. 閉会